

平成 29 年 11 月 13 日

各位

会 社 名 株式会社構造計画研究所
代表者名 代表取締役社長 服部 正太
(JASDAQ・コード4748)
問合せ先 取締役専務執行役員 湯口 達夫
電話番号03-5342-1142

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 29 年 11 月 29 日
(2) 処分株式数	普通株式 47,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,397 円
(4) 処分総額	112,659,000 円
(5) 処分予定先	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成29年8月10日付にて、役員向け株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に関して設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を公表し、その後、平成29年9月15日開催の第59期定時株主総会において、本制度に関する議案を決議しました。（本制度の概要につきましては、本日付「役員向け株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

本自己株式処分は、本制度導入のため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量につきましては、役員向け株式給付信託株式給付規程（以下「株式給付規程」といいます。）に基づき対象期間である3事業年度に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、平成29年9月30日現在の発行済株式総数6,106,000株に対し0.77%（平成29年9月30日現在の総議決権数47,856個に対する割合0.98%。いずれも小数点以下第3位を四捨五入。）となりますが、株式給付規程に基づく株式の給付は、取締役等（当社取締役（社外取締役を除く）及び当社と委任契約を締結している執行

役員を意味する。以下同じ。)の退任等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられません。

本信託契約の概要

名	称	役員向け株式給付信託
委	託	者
受	託	者
		株式会社りそな銀行
		(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))
受	益	者
信	託	管
理	人	当社取締役等のうち、受益者要件を満たす者
議	決	権
行	使	の方針
		信託の当社経営からの独立性を確保するため一律不行使
本	信	託
契	約	の締結日
		平成29年11月29日(予定)
金	銭	を
信	託	する日
		平成29年11月29日(予定)
信	託	の
期	間	
		平成29年11月29日(予定)から本信託が終了するまで
信	託	財
産		当社株式及び金銭

3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度の導入を目的として行います。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日(以下「本取締役会決議日」という。)の直前営業日(平成29年11月10日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社株式の終値である2,397円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1カ月間(平成29年10月11日から平成29年11月10日)の終値の平均である2,416円(円未満切り捨て)からの乖離率は-0.79%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前3カ月間(平成29年8月14日から平成29年11月10日)の終値の平均値である2,270円(円未満切り捨て)からの乖離率は5.59%(小数点以下第3位を四捨五入)、同直前6カ月間(平成29年5月11日から平成29年11月10日)の終値の平均値である2,186円(円未満切り捨て)からの乖離率は9.65%(小数点以下第3位を四捨五入)となっていることから、処分価額の算定は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、処分先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上